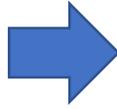


# 岡山県暴力団排除条例の概要（H23.4.1施行）

## 目的

社会が一体となって  
暴力団排除活動を推進



安全で平穏な県民生活を確保

社会経済活動の健全な発展に  
寄与

## 県の責務、市町村・県民等の役割

県は、暴力団の排除に関する施策を総合的に策定、実施

市町村は、県、国、県民等と協力して暴力団の排除に関する施策を推進

県民、事業者は、暴力団と社会的に非難されるべき関係をもたず、県、国、市町村等が実施する暴力団の排除に関する施策に協力

## 罰則、勧告・公表

### 1【青少年の健全な育成を図るための措置】

#### 【罰則付きの禁止事項】

学校等保護対象施設から200メートル以内の場所における暴力団事務所の新規開設・運営の禁止  
～1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金～



### 2【事業活動における禁止行為】

①事業者が、暴力団の活動を助長し、又は運営に資する目的で、暴力団員等に対し財産上の利益を供与すること

②暴力団員等が、事業者から利益の供与を受けること

③事業者が、暴力団の威力を利用し、又は活動を助長する目的で暴力団員等をその行う事業に利用し、又は従事させること

④事業者が、暴力団の威力を利用すること

⑤不動産が、暴力団事務所に使用されることを知って、不動産の譲渡等を行うこと

例えば、

- 暴力団員等に携帯電話、車、住居等を提供する
- 暴力団事務所の建設を請け負う又はリフォームをする
- 暴力団員等にいわゆる「みかじめ料」を払う
- 暴力団員等に中元を贈る

などの行為は、**勧告・公表の対象**となります。

また、その逆に、暴力団員等が上記のような利益供与を受けた場合も同様です。

例えば、

- 暴力団、暴力団員等に工事の下請参入を依頼する
- 暴力団、暴力団員等に地上げを依頼する
- 暴力団が事業を行うに際し、名義貸しをして暴力団員等をその事業に従事させる

などの行為は、**勧告・公表の対象**となります。

また、単純に事業者が「うちは、〇〇組のお世話になっている。」と告げる行為も同様です。

例えば、

- 不動産所有者が暴力団事務所に使用されることを知って、その不動産を譲渡等する
  - 暴力団事務所になることを知って、不動産の代理・媒介をする
- などの行為は**勧告・公表の対象**となります。

上記の行為は、**勧告の対象**となり、**悪質な場合は、事業者名の公表**となる場合があります。